

横浜市立西前小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月
平成29年4月一部改訂

いじめは、どのクラスにも、どの子にも起こりうるものであり、特定のいじめっ子やいじめられっ子だけの問題ではなく、どの児童も被害者はもちろん、加害者になり得るといふことの認識が大切です。その上で、「いじめは、絶対に許されないことであり、重大な人権侵害・犯罪である。」という共通理解のもと、いじめられている子どもを必ず守り通すこと、いじめている子どもには毅然とした姿勢で向き合うことが必要である。

この基本方針は、西前小学校学校経営の一つの柱として位置づけ、未然防止を中心に、全教育活動の中における児童の見取りと、組織対応をしていく上で指針とする。

1 いじめ防止に向けた学校の考え

(1) いじめの定義

〈いじめの定義〉

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法第2条：いじめ防止対策推進法第2条

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

◎いじめは、西中学校との共通学校教育目標にある【こころ豊かな子ども】【命と体を大切にす
る子ども】の実現のための健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、心身に有形無形の傷を
残すなど、将来に渡り深刻な影響を与える可能性があるという認識に立つ必要があります。そこ
で、本校では、いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性があるも
とも身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、①未然防止、②早期発見・早期対応、③適
切な対処・措置の3つの視点から組織的かつ具体的な取組を推進していきます。

○学校・保護者・地域・関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力していじめ防
止に努めます。

○児童自らがいじめを許さない学校づくり・学級づくり等に主体的に取り組めるようにします。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

西前小学校いじめ防止基本方針は上記の方向性の具現化により、学校関係者全てがそれぞれの
役割を自覚し、保護者・地域・関係諸機関と協力かつ適切な連携を図り、法により規定されたい
じめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、人権尊重の精神を基盤とした「だ
れもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりをすすめることを目的とします。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

〈いじめ防止対策委員会〉

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としめます。

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター、児童支援専任
(児童指導担当)、学年主任、人権教育推進担当、道徳教育推進担当、関係児童の担任。

*必要に応じて心理・福祉等の専門家の参加を求めます。

(2) 組織の役割

◎横浜市立西前小学校いじめ防止対策基本方針(以下「学校基本方針」)に基づき、いじめの未然
防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置のいじめ事案の全てを、担任や一部の教職員で
抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担います。

○いじめの疑いやいじめを察知した場合の情報の収集・記録・共有を行います。また、指導・支
援体制や対応方針の決定、保護者や関係機関との連携等の対応を組織的に実施します。

○年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案及び学校基本方針に基づく取組の検証を行い、
改善に取り組めます。

(3) 年間計画

《前期》

学校基本方針の理解と共有(職員研修)、家庭訪問、学校・家庭・地域連携事業総会、学校運営協議
会、個人面談、前期生活アンケートの実施とそれに基づく教育相談、児童理解研修

《後期》

個人面談、後期生活アンケートの実施とそれに基づく教育相談及びいじめ問題への取組状況の点検・検討、人権週間、人権授業参観と懇談会、学校運営協議会、人権出前授業、いじめ防止に関わる取組の点検・検討(職員研修)

《通年》

学校カウンセラーとの連携、学年研究会・職員会議における児童の実態把握と共有

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

- 教科・領域等日々の学習の中で豊かな心を育成するために授業改善、規律・学力・自己有用感の醸成を大切に授業改善及び学級経営を行います。
 - 学校行事や体験活動等、学校生活全体を通して一人ひとりが大切にされ、互いに認め合える活動場面の充実を図り、思いやりの心を育てます。
 - 人権週間の取組や道徳の学習を通して、自分を振り返る力を高めます。
 - 児童会活動の中で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識や思いやりの心と態度を高める取組が主体的に行えるように支援します。
- ※平成29年度児童会目標

「やさしさあふれる西前っ子」

- 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教師力を高めるとともに、それぞれの思いや苦しみに寄り添った丁寧な関わりをすすめます。

(2) いじめの早期発見

- 各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的に認知します。
- 悩みやトラブル等を含めた生活全般について話し合う家庭訪問・個人面談を実施し、その中でいじめに対する情報収集も行います。
- 児童対象の年二回の生活アンケートの実施と、それに基づいた教育相談を必要に応じて実施します。
- 全教職員は日々児童理解に努めるとともに、児童・保護者との良好な関係作りにも努め、相談しやすい環境を作ります。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応します。
- 被害・加害それぞれの児童から事情や心情を聞き取り、被害児童を守り通し、被害児童のケアや加害児童への再発防止の指導を行います。指導の難しさが予想される場合、また、加害、被害の状況上配慮が必要となる場合は、委員会メンバーが核となり、組織的に対応します。なお、必要に応じて、教育委員会等関係機関や専門機関と連携します。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。

(4) 研修

いじめ防止、早期発見、適切な対応、措置等について教職員向け校内研修を実施します。(前期・後期各1回) また、教育委員会が主催する児童理解及び児童指導関係の研修にも積極的に参加し、全教職員で共有します。

(5) 学校運営協議会等の活用

「西前小学校・まちとともに歩む学校づくり懇話会」、「西中学校・学校運営協議会」、学校・家庭・地域連携事業において、いじめの問題などを保護者・地域等と共有し、社会全体でいじめ防止に取り組みます。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

(3) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

5 その他

必要があると認められた際は、西前小学校いじめ防止基本方針を改訂し、あらためて公表します。